



10月から幼稚園・保育園・認定こども園などの利用料の無償化がスタート

10月1日から、3～5歳児と、市民税非課税世帯の0～2歳児の幼稚園・保育園・認定こども園などの利用料が無償化されます(下表参照)。

園 ◎保育園・認定こども園・認可外保育施設など…保育課・内線445、446、464 ◎幼稚園・預かり保育…保育課・内線322 ◎児童発達支援など…子ども相談課・内線369

対象園・サービス	対象クラス・年齢	無償の範囲
公立保育園・私立保育園・認定こども園(保育部分)	3～5歳児クラス 市民税非課税世帯の0～2歳児	保育料が無償化
幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(教育部分)	3～5歳児クラス	◆保育料が無償化 ◆「保育の必要性の認定」を受けた子どもの預かり保育料が無償化 ・3～5歳児の子どもは450円×利用日数(月額上限1万1300円) ・市民税非課税世帯の満3歳(※1)の子どもは450円×利用日数(月額上限1万6300円)
幼稚園(新制度未移行園)	3～5歳児クラス	◆入園料と保育料の合算額(月額上限2万5700円)が無償化 ◆「保育の必要性の認定」を受けた子どもの預かり保育料が無償化 ・3～5歳児の子どもは450円×利用日数(月額上限1万1300円) ・市民税非課税世帯の満3歳(※1)の子どもは450円×利用日数(月額上限1万6300円)
認可外保育施設など	「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスの子ども	月額3万7000円まで利用料が無償化
	「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の0～2歳児の子ども	月額4万2000円まで利用料が無償化
児童発達支援など	3～5歳児クラス	幼稚園、保育園、認定こども園と、児童発達支援などの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

実費で徴収する費用は対象外です

・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、幼稚園、保育園、認定こども園に在園している年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたち(※2)は、副食(おかずなど)の費用が免除されます。

よくある質問

Q	A
3～5歳児の子ども利用料が全て無償化になるのでしょうか?	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、認定こども園、幼稚園(新制度移行園)のお子さんは、保育料が無償化されます。 ・幼稚園(新制度未移行園)のお子さんは入園料と保育料の合算額で月額上限2万5700円まで無償化となります。 ・幼稚園の預かり保育料は、「保育の必要性の認定」を受けたお子さんは月額上限1万1300円まで無償化となります。 ・認可外保育施設などの利用は、「保育の必要性の認定」を受けたお子さんは月額上限3万7000円まで無償化となります。
(※1) 幼稚園児の満3歳とは?	▶ 3歳の誕生日から満3歳後最初の3月31日までのお子さんです。
満3歳は無償化の対象になりますか?	▶ 幼稚園・認定こども園(教育部分)のお子さんは、満3歳から無償化となります。ただし、保育園・認定こども園(保育部分)のお子さんは、満3歳になった後の4月1日から無償化となります。
(※2) 副食費が免除される第3子以降の子どもたちは、どのように数えるのでしょうか?	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、認定こども園(教育部分)の子どもは、同一世帯の小学校3年生以下の子どもを第1子として数えます。 ・保育園、認定こども園(保育部分)の子どもは、同一世帯の小学校就学前の子どもを第1子として数えます。 ※在園している施設によりお子さんの数え方が違います。詳しくは保育課にお問い合わせください。
3歳になったら保育園か幼稚園に入園させたいと考えています。幼稚園の預かり保育を利用すると、保育園とではどちらがいいのでしょうか?	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園、私立幼稚園は各園により保育方針、教育方針が違っているので、園庭開放や各園へ見学に行くなど、どの園がお子さんにあっているかを確認してください。ただし、必ず希望の園に入園できるとは限りません。 ・各園で保育時間が異なるので保育が必要な日、曜日、時間にその園が保育をしているかを確認してください。幼稚園の預かり保育料の無償化については、上限があります。(月額上限1万1300円) ・実費徴収などは各園により異なるので、事前に各園にお問い合わせください。



私立幼稚園預かり保育料助成金の前期分(平成31年4月～令和元年9月利用分)申請を受付中

お子さんを幼稚園(認定こども園は除く)に通園させながら、仕事などをしていての方の子育てとの両立を支援するため、幼稚園の預かり保育料の一部を助成します。

対象 市内在住で、お子さんが通園している市内の私立幼稚園(認定こども園は除く)で実施している預かり保育を**下表**のいずれかの理由で利用する保護者

預かり保育利用の理由	左記の理由を証する書類(父・母)
就労・就学 1日3時間以上かつ月12日以上 の就労または就学(就労日・登校日 の利用分のみが対象)	就労証明書(様式あり) 在籍証明書およびカリキュラム 表など
傷病・疾病 長期(おおむね1カ月以上)にわ たり入院や療養、または精神や 身体に障害を有している場合	診断書など(入院や療養の期間・ 園児を家庭で保育のできない理 由が記入してあるもの)
妊娠・出産 出産の準備や出産後の休養が必 要な場合(出産予定月とその前後 2カ月間)	母子手帳(母の氏名・出産予定日・ 分娩日が記載してあるページ)の 写し
介護・看護 長期(おおむね1カ月以上)にわ たり疾病の状態、または精神や身 体に障害を有する同居の親族を常 時介護・看護をしている場合	診断書など(介護や看護が必要な 期間が記入してあるもの)
災害の復旧作業 震災・風水害・火災その他の災 害の復旧作業にあたる場合(災害 発生日から1カ月以内)	り災証明書の写しまたは災害の 内容がわかる書類

提出書類 ①我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成金申請書・請求書②幼稚園預かり保育月別利用状況個人表③預かり保育を利用する理由を証明する書類(父・母の分)※就労の方は、就労証明書(2019年前期分 我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成金申請用)を使用してください。④申請用チェックリスト
※各様式は、各幼稚園・各行政サービスセンター・保育課で配布。市ホームページからもダウンロード可。

提出先 10月25日(金)必着で、保育課(市役所西別館2階)に持参・郵送(〒270-1192市役所保育課〈住所省略可〉)、または封筒に入れて各行政サービスセンターに期限内に持参※期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い私立幼稚園預かり保育料助成金制度は9月末までの利用分をもって終了します。
10月1日からは、幼稚園の預かり保育を利用する方のうち、保育園入園と同等の「保育の必要性の認定」を受けた方のみが預かり保育料の給付対象となります(上限あり)。

園 保育課・内線322